

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付、葬祭料及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からは、ネットワーク部の副部長として、工事に関する工程管理やシステムの保守・障害対応業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、職場で頭痛を訴えた後に意識を失い、C医療センターに救急搬送され、「くも膜下出血」と診断され、同センターにおいて入院加療を受けていたが、同年〇月〇日、死亡した。死亡診断書には、直接死因「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付、葬祭料及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分序

(略)

第4 爭 点

被災者の本件疾病の発症及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名及びその発症時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものであると述べており、当審査会としても、同診断の根拠が頭部CT所見であることに照らし、D医師の同意見は妥当なものであると判断する。

(2) 脳血管疾患等に係る業務起因性の判断基準は、決定書理由記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 被災者の労働時間の算定について

請求人は、要旨、被災者は十分に休憩を取得できておらず、また、休日にも出勤していた可能性があるとして、監督署長の認定した時間外労働時間が過少であると主張している。

当審査会では、監督署長及び審査官の行った調査のみでは、被災者の就労実態などが不明瞭であると判断し、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第46条第1項第2号及び同項第4号の規定に基づき、①事業場に対し、職員の認証システムにおける被災者の出退勤記録（事業場出入口に設置されたセキュリティゲートによる記録）及び被災者のパソコンのロ

グイン・ログオフ記録などの提出を求め、また、②事業場に立ち入り、事業場関係者から被災者の従事した業務内容、就労状況及び就労環境などについての聞き取りを行うなど、更に調査を尽くした。

その上で、被災者の労働時間が適切に算定されているか否かについて検討したところ、以下のとおりである。

ア 休憩時間について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日開催の本件公開審理において、要旨、被災者の食堂利用データ（食券販売器での購入状況）によると、同人が決まった時間に食事休憩を取得できているパターンはほとんどなく、被災者は仕事の合間にしか食事休憩を取っていないことがうかがえることから、監督署長が被災者の労働時間の認定に際し、1時間の休憩時間を差し引いたことは不当であり、その分の労働時間が加算されるべきであると主張する。

休憩時間について、E副部長は、要旨、「被災者は、1時間程度はきちんと取っていました。」と述べており、また、Fも、要旨、「会議や打ち合わせがある場合は休憩時間をずらして、おおむね1時間の休憩時間を取りようとしていたと思います。」と述べており、さらに、その他事業場関係者の申述を精査したものの、時間帯がずれることはあっても、被災者が1時間の休憩時間を取れていなかったと推認し得る申述等は確認できない。

したがって、当審査会は、被災者が1日1時間の休憩を取得することはできていたものと判断する。

イ 休日出勤について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者と請求人との間で交わされたメールのやり取りを証拠として、被災者が平成〇年〇月〇日及び同月〇日に出勤していたこと、並びに、同月〇日の休日出勤が1時間分しか労働時間に算入されていないことが不适当であると主張している。

同主張を受けて、当審査会では、上記各日における被災者のパソコンのログイン・ログオフ記録（平成〇年〇月〇日付け回答及び同月〇日付け回答）等を精査した。すると、①平成〇年〇月〇日については、被災者は9時54分から自身のパソコンにログインし、11時5分にシャットダウンしていること、②同月〇日については、パソコンを操作していることが確認できない

こと、③同月〇日については、14時59分にログイン後、20時26分までは各種ファイルの操作等をし、20時27分以降全く操作がない（ログオフの記録がない）状態であったことなどを確認した。

これらの日時について、審査官は、決定書理由において、同月〇日及び〇日は休日とし、同月〇日の労働時間は1時間のみと認定しているところであるが、上記記録に基づくと、被災者は同月〇日に「1時間11分」、同月〇日に「5時間27分」の時間外労働（休日出勤）をしたものと認められる。

ウ 被災者のスケジュール表について

請求人は、被災者がスマートフォンに保存していた業務予定表（業務内容と当該業務の開始時刻及び終了時刻が記録されたもの。）を提出しており、これも労働時間を算定する上での判断材料にすべき旨を主張する。

同主張について、当審査会では、事業場関係者に聞き取りをしたところ、当該スマートフォンに保存された予定は、あくまで被災者の所属するチームとしての業務について記載しているものであり、必ずしも被災者自身が担当したり、出席した会議を示すものではないとのことであった。この点、確かに、被災者が担当ないし出席したこと示す記録等は存在しておらず、当審査会としては、実際に同予定表に基づいて被災者が労働していたとは確認し得ないものであることから、同時間について、労働時間と認定することはできないものと判断する。

上記アからウを踏まえ、当審査会としては、被災者の労働時間は別紙3（略）のとおりであると判断する。

（5）長期間における過重業務の有無

以上の事実から、被災者の本件疾病発症前6か月間の時間外労働時間について再計算すると、発症前1か月間の時間外労働時間は67時間0分（上記（4）ア及びイで認定した時間外労働時間を含む。）となり、業務と発症との関連性が強いと評価される発症前1か月間に100時間の時間外労働時間があったものとは認められず、また、発症前2か月ないし6か月間の1か月平均の時間外労働時間数についても、最も長いもので69時間51分（発症前3か月）であり、業務と発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間には満たないものである。

以上のことから、労働時間数からみると、長期間において、被災者が特に過

重な業務に従事したとはいえないものと判断する。

(6) 短期間の過重業務について

ア 被災者の本件疾病発症前おおむね 1 週間における時間外労働時間についてみると、合計で 13 時間 46 分（上記（4）ア及びイで認定した時間外労働時間を含む。）であり、当該時間数をもって直ちに過重な業務に従事したとはいえないものである。

イ もっとも、一件記録を精査すると、被災者は、本件疾病発症の 2 週間ないし 3 週間前にかけて、複数回にわたる深夜勤務を行っていたことが確認できる。同時間帯の勤務については、勤務記録概要等による限り、始業時刻が一定ではなく、また、「徹宵」と称される少なくとも制度上は仮眠時間が設定されていない勤務にも従事することもあったと認められる。

そこで、当審査会は、本件疾病が「くも膜下出血」であることから、上記のような深夜勤務や不規則な勤務が、被災者の本件疾病発症に影響をもたらした可能性に注目し、同期間における被災者の就労状況については、特に慎重に検討を行った。

ウ 被災者の就労状況について改めて確認すると、①本件疾病発症前 2 週間のうち、平成〇年〇月〇日から同月〇日、同月〇日から同月〇日、同月〇日から〇日にかけては、深夜から早朝（あるいはそれ以降）まで業務を行っており、②平成〇年〇月〇日は、20 時に業務を終了すると、7 時間 48 分後の翌〇日 3 時 48 分には新たに業務を開始し、③同年〇月〇日については、9 時 1 分から業務を開始し、29 時 25 分（翌〇日の 5 時 25 分）に業務を終了すると、3 時間 39 分後の同日 9 時 4 分には再び業務を開始するなど、特定の日においては連続する長時間の労働をこなしていた事実が認められる。

もっとも、同時期の勤務についても、平成〇年〇月〇日は 1 時間のみの勤務であり、同日の翌日（同月〇日）は休日となっており、さらに、同月〇日の業務開始時刻は 14 時 56 分となっていることからみて、十分に休息はとれていたと考えることが相当であり、疲労からの回復ができないほどの状況にあったとは判断し得ない。

また、被災者が従事している業務についてみると、例えば、徹宵を伴う〇業務においては、半分以上の時間が待機時間となっていることが認められるところ（被災者の 1 日の業務の流れ表）、当審査会の立入りによる事業場閑

係者への聞き取りにおいても、同業務が高い緊張をもたらすものであるとは認められなかつたものである。

さらに、事業場関係者の各申述によると、被災者は、その主な職務であつた総括業務や設備担当保守業務については、かなり習熟していたとされており、これらの業務の遂行が精神的に大きな負荷となつたとも判断できない。

なお、調査の際に聞き取りを行つた事業場関係者の申述内容については、その採否を含め、慎重に精査したものである。

以上の事情を総合すると、短期間についてみても、本件疾病を発症せしめるほどの業務の過重性があつたとは判断し得ないものである。

(7) 上記のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「長期間の過重業務」及び「短期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病的発症及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(8) なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかつた。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。